

地域の力で防ごう！



高齢者虐待



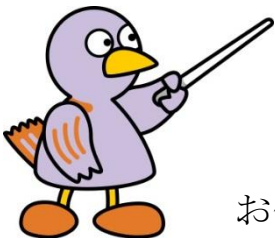
高齢者虐待をある特定の家庭内の問題として捉えるのではなく、地域に生きる私たち共有の問題として考えていくことが大切です。

「高齢者虐待防止法」の施行等により、高齢者に対する虐待問題が顕在化しています。

高齢者虐待とは、介護する家族などによる高齢者（65歳以上）に対する①身体的虐待、②介護・世話の放棄・放任、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待とされています。

《高齢者虐待の例》

①身体的虐待 ○殴る、たたく、つねる、蹴るなどの暴力をふるう ○ベッドに縛り付ける、家に閉じ込めるなど、身体を拘束する	②介護・世話の放棄・放任 ○食事を与えない、入浴をさせない ○本人が必要とする医療・介護サービスを受けさせない	
③心理的虐待 ○怒鳴りつける、排せつの失敗などを他人に話し、恥をかかせる ○意図的に無視して、家族の中で孤立させる	④性的虐待 ○性行為の強要 ○こらしめるために下半身を裸にして放置する	⑤経済的虐待 ○本人の年金や預金を勝手に使う ○日常生活に必要な現金を渡さない、使わせない



高齢者虐待を発見したり、
もしかして「高齢者虐待？」と感じたら…

お住まいの市町村役場の高齢者虐待対応窓口や地域包括支援センターに通報等してください。

通報等を受けた市町村役場等には、守秘義務があり、通報者を特定させるような情報が漏れることはありません。

緊急の場合は、**110番**

《気づきのポイント》

介護する家族等	高齢者	住居
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者を他人に合わせようとしない。 ・ 高齢者に関する話題を避けようとする。 ・ 一人で抱え込み、介護に疲れているようだ。 ・ 高齢者の悪口を言う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 頻繁に怪我をしている。 ・ 衣服が汚れている。 ・ 話しかけても視線を合わせない。 ・ 外で見かけなくなった。 ・ お金のことで相談があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昼間でも雨戸が閉まっている。 ・ 家の中から怒鳴り声や泣き声が聞こえる。 ・ 手紙などが郵便受けからあふれている。 ・ 住居の周りにゴミが放置されている。

● 介護する家族の方へ

介護サービスをうまく利用し、介護に困った時は、市町村の相談窓口を利用しましょう。また、認知症介護に関する相談窓口もあります。介護者同士の交流会などに参加してみませんか。

認知症介護の電話相談（交流会）

048-667-5553

（月～金）10:00～15:00

● 県民の方へ

高齢者虐待を身近な地域で起こりうる問題として虐待防止の意識を持ち、高齢者や介護する家族を見守っていくことが必要です。

日頃から介護をしている家族や、地域の高齢者を見守り、声掛けをしましょう。

県や市町村では、地域での見守りを進めるため、認知症サポーター養成講座を実施しています。

認知症サポーター養成講座は、認知症や認知症の人と介護する家族の気持ちを理解するための講座です。

講座を受講していただき、認知症の人と家族の応援者になってください。



高齢者虐待防止法、認知症サポーター養成講座に関するお問い合わせ先

埼玉県 福祉部 地域包括ケア課 認知症・虐待防止担当

電話 048-830-3251

Fax 048-830-4781

彩の国  埼玉県